国頭児童クラブ跡地活用事業募集要項

1. 募集の趣旨

平成31年1月に幼保連携型総合施設へと移転し閉所となった国頭児童クラブの土地について、村の政策課題解決に寄与する活用方策を検討してまいりました。つきましては、国頭児童クラブ跡地の活用について地域生活支援拠点の機能を有した障害者の入居施設を整備し運営する事業者を募集します。尚、土地に関して、国頭村所有の土地を無償貸与します。

1. 所在地及び所有者

　【旧国頭児童クラブ】・・・所在地：国頭村字辺土名1511番地4及び1529番地

　 所有者：国頭村

1. 利活用要件等

　①障害福祉サービスにおける共同生活援助（グループホーム）の機能として5床以上の設置。

　②緊急時の受け入れ・対応について村と契約できる事業者。

　③周辺住民に対する説明会を十分に行うこと。

1. 応募資格

　①村内に住所を有し、村内に事務所を設置できるもの。

１）法人又は団体（法人格の有無は問いません）による応募

　②国頭村暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

　③宗教活動・政治活動を行う事業者でないこと。

　④事業の実施に必要な能力を有していること。

　⑤次の項目に該当しない者。

1. 契約を締結する能力を有しない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　⑥その他

1. 当該資格等の基準日は、令和元年7月1日現在とします。
2. 提案書等の提出日から交渉権決定の日までの期間に、応募者が資格等条件を欠くこととなった場合、若しくは構成員の制限に抵触した場合は失格とします。
3. その他、村が特に契約の相手方として不適当と判断した場合は失格とします。
4. 利用条件

　①利用形態　土地貸付利用とします。（現状貸付）

　　「一括貸付」又は「部分貸付」とします。

　②建築・維持管理等

１）建物の建設について、計画段階で協議するものとし、計画図案（付近見取り図、配置図、平面図、立面図、断面図）を提供するものの他、関係法令に基づく手続きのフロー図等をまとめた概要書を提出するものとします。

　　２）工事を実施する場合は、国頭村内業者の優先的な活用に配慮お願いします。

　　３）学童跡地（設備等含）の建設等にかかる費用及び利活用目的による費用は、全て事業者の負担とします。

　③土地貸付料

無償貸与契約とします。

1. 質問の受付と回答

　①受付期間　　令和元年7月5日までとする。

　②質問方法　　（様式２）質問書を作成し、ＦＡＸ又は郵送により行う。

　　　　　　　　　※質問書を送付した場合は必ず確認の連絡を行うこと。

　③回答方法　　（様式３）質問に対する回答書により回答する。

1. 応募に関する提出について

①受付期間　　令和元年7月9日までとする。

②提出書類

1. 応募申請書（様式１）
2. 誓約書（様式４）

　　３）組織の概要を示す書類（任意様式）

　　４）事業計画書（任意様式）

　　５）資金計画表（任意様式）

1. 事業者選定等の方法

　①書類審査

　②選定委員会による事業者決定

1. 契約の締結について

公有財産無償貸付契約（土地）とします。

１０．その他手続きに関すること

　①提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、国頭村において情報公開等の必要があると判断した場合は、応募書類の全部又は一部を応募者の承諾を得て無償で使用できるものとします。

　②国頭村が提供する資料について、応募者が応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

１１．問い合わせ先

　　国頭村福祉課

　　国頭村字辺土名１２１番地

　　　ＴＥＬ：０９８０－４１－２７６５

　　　ＦＡＸ：０９８０－４１－２９１４